

# 岡山商科大学学生の懲戒に関する取り扱い

(2019年4月1日 制定)

## (趣旨)

第1条 岡山商科大学学則第43条第4項に基づき、学生の懲戒に関する取り扱いを定める。

## (手続)

第2条 教学部は、懲戒に該当する可能性がある事案が発生した場合、必要な情報を収集し、事実関係の把握に努める。

- 2 前項の事実関係に基づき、教学部長は教学委員会へ附議するか否かを決定する。
- 3 教学部長が、教学委員会への附議が必要と判断した場合、速やかに教学委員会を招集し、審議しなければならない。
- 4 教学委員会で審議した結果は、速やかに将来構想検討委員会に報告し、関係教授会、研究科委員会に諮らなければならない。

## (懲戒の標準等)

第3条 懲戒の標準は、別表に定める。

## (改廃)

第4条 この取り扱いの改廃は、教学委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

## 附 則

この取り扱いは、2019年4月1日から施行する。

## 別表 懲戒の標準

区分	懲戒対象行為の種類	懲戒の標準例
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為を行った場合	退学
	薬物犯罪(麻薬、大麻、覚醒剤、向精神薬等の不法所持、売買又はその仲介等)を行った場合	退学又は停学
	賭博	退学、停学又は訓戒
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺等の犯罪行為を行った場合	退学又は停学
	ハラスメントに関する極めて悪質な行為を行った場合	退学
	ハラスメントに関する上記以外の行為を行った場合	停学又は訓戒
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学又は訓戒
	コンピュータ又はネットワークの不正使用に関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用に関する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学又は訓戒
	痴漢行為(のぞき見、盗撮行為等を含む。)、わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。)、その他の犯罪行為を行った場合(上記に掲げるものを除く)	退学、停学又は訓戒
交通事犯	無免許運転、飲酒運転(帮助を含む。)、暴走運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	無免許運転、飲酒運転(帮助を含む。)、暴走運転等悪質な交通法規違反により人身事故(前項に規定する事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転(帮助を含む。)、暴走運転等悪質な交通法規違反を行った場合	退学、停学又は訓戒
不正行為(定期試験)	替玉受験を行った場合又は行わせた場合 特に悪質な不正行為を行った場合又は行わせた場合	退学 又は停学
	不正行為を行った場合又は行わせた場合	
	許可されていないノート、参考書等を参照した場合	
	試験時間中に、使用を許可されていない機器等を使用した場合	停学または訓戒
	答案を交換した場合	
	他の学生の答案をのぞき見した場合	
	不正行為を帮助した場合	
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓戒
不論正文行為等の	論文などの捏造、改ざん又は盗用 (研究成果作成の際のデータ捏造、改ざん又は盗用を含む。) 研究に係る公的資金(研究費)の不正使用	退学、停学又は訓戒
その他	本学の知的財産を故意に喪失させる行為を行った場合	退学又は停学
	本学の管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠を行った場合	
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等を行った場合	退学、停学又は訓戒
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為を行った場合	
	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火(結果が重大なものに限る。)等を行った場合	停学又は訓戒
	未成年者に対する飲酒又は喫煙を強制又は助長する行為を行った場合	
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為を行った場合	退学、停学又は訓戒